

議案第 61 号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**資料 4 国の特別職の期末手当の支給月数を決める根拠（人事院勧告など）と本市の特別職の期末手当を国の特別職に準ずると決めた根拠**

1 国の特別職の期末手当の支給月数を決める根拠（人事院勧告など）

国の特別職の期末手当の支給月数は、国の一般職の指定職職員（事務次官など）に準じて改定しています。国の一般職の指定職職員の期末手当の支給月数は、人事院勧告に基づき改定しています。

2 本市の特別職の期末手当を国の特別職に準ずると決めた根拠

平成 20 年 10 月 15 日付宝塚市特別職報酬等審議会答申における「期末手当は、一般職の期末勤勉手当の支給月数及び役職段階別加算率（平成 19 年度は年間支給月数 4.45 カ月分、役職段階別加算率は 20%）と同様の支給割合であったが、前回平成 6 年の報酬等審議会で、「特別職にかかる期末手当に、一般職の勤勉手当相当分を含めることについての規定が不明瞭」であるとの指摘があったことから、今後は、国の特別職への期末手当支給の法的根拠となっている「特別職の職員の給与に関する法律」に準じ、年間支給月数 3.35 カ月分に役職段階別加算率 45% を加算することとして算出する。」の指摘に基づいています。